

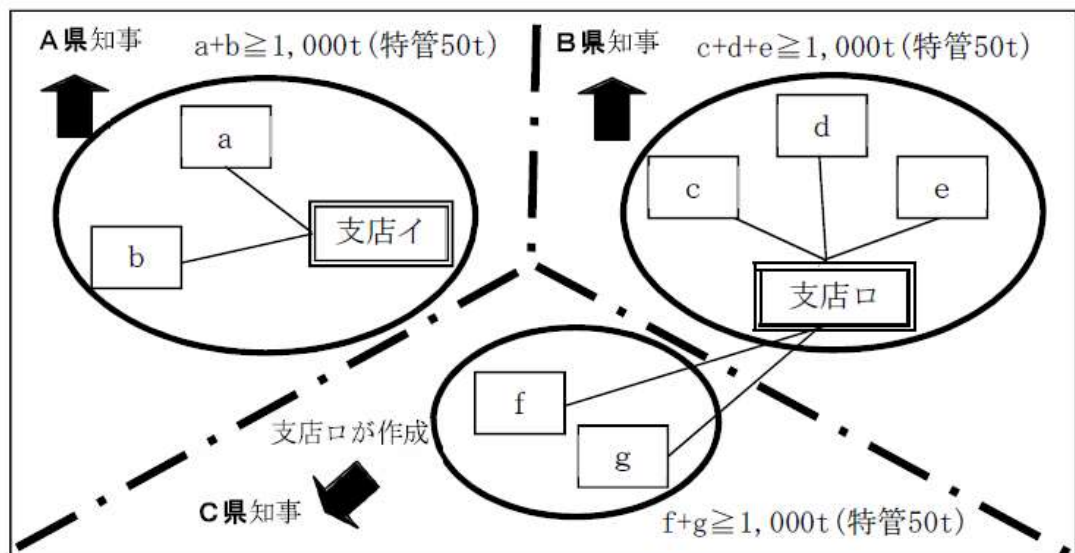
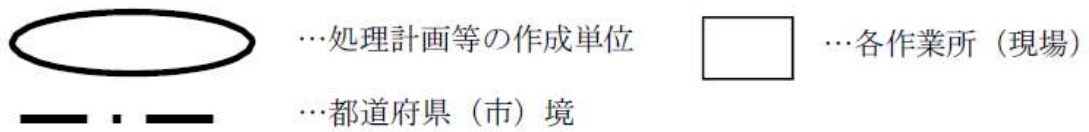
【建設業の場合】

建設業では、県又は政令市の各行政区域内の作業所（現場）について総括的に管理している本店・支店等が、その管理する行政区域単位ごとに数量を把握し、処理計画等を作成してください。

法定多量排出事業者にあたるかどうかの判断は、行政区域内の各作業所（現場）の発生量を合計して判断してください。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

<事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合>



建設業で現場が県内に複数ある場合は、行政区域ごとに発生量を合計して書類を作成し、それぞれの行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に提出してください。

建設業の提出例

〈産業廃棄物の発生量〉

	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
令和2年度	0t	0t	0t	0t	0t
令和3年度	1,000t	1,200t	800t	500t	500t
令和4年度	1,000t	500t	500t	500t	500t

令和3年度の発生量が1,000t以上のため、**法定多量排出事業者**となります。
横浜市域分、川崎市域分の「**処理計画**」をそれぞれ作成し、横浜市、川崎市に提出済み。区分は「**法定**」

令和3年度の発生量が1,000t未満のため、法定多量排出事業者とはなりません。が、**廃棄物自主管理事業**に参加。
相模原市域分、横須賀市域分、神奈川県域分の「**処理計画**」をそれぞれ作成し、相模原市、横須賀市、神奈川県に提出済み。区分は「**自主**」

〈提出書類の区分〉

		横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	神奈川県
令和4年度	様式2	法定	法定	自主	自主	自主
	様式3	自主	自主	自主	自主	自主
令和5年度	様式2	法定	自主	自主	自主	自主
	様式3	法定	法定	自主	自主	自主

令和4年度に**法定多量排出事業者**として提出した処理計画に対する実施状況を報告するため、横浜市域分、川崎市域分の「**実施状況報告**」をそれぞれ作成し、横浜市、川崎市に提出する必要があります。
区分については、令和4年度の発生量（実績値）に関わらず、前年度提出済みの処理計画と同じ「**法定**」となります。

令和4年度の発生量が1,000t未満のため、法定多量排出事業者とはなりません。が、**廃棄物自主管理事業**に参加。
川崎市、相模原市、横須賀市、神奈川県域分の「**処理計画**」をそれぞれ作成し、川崎市、相模原市、横須賀市、神奈川県に提出。
区分は「**自主**」となります。

令和4年度に**自主管理事業参加事業者**として提出した処理計画に対する実施状況を報告するため、相模原市分、横須賀市分、神奈川県域分の「**実施状況報告**」をそれぞれ作成し、相模原市、横須賀市、神奈川県に提出。
区分については、令和4年度の発生量（実績値）に関わらず、前年度提出済みの処理計画と同じ「**自主**」となります。

(2) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、その年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとされていますので、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量が一定の基準以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されて存在しないような場合には、前年度の発生量に関わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じないものとみなされます。

一方、県又は政令市の各行政区域内に複数の施設（作業現場）等があり、本店・支店が各行政区域ごとにまとめて処理計画等を作成する場合には、これらの施設（作業現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合であっても、それらは当該年度の処理計画等には含みませんが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなります。よって、処理計画に記載する目標値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を考慮する必要はありませんが、実績値を算出する際は撤去された施設（作業現場）等からの発生量を含めてください。

(3) 提出書類の公表について

法定多量排出事業者より提出された処理計画及び実施状況報告については、廃棄物処理法第12条第11項（第12条の2第12項）に基づき、所管の行政機関（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）がインターネットにより公表します。

廃棄物自主管理事業の様式では、**2**、**3**、**4**、**5**が公表の対象となります。

提出されたファイル（又は書類）の内容をそのままインターネットにより公表しますので、個人情報等の記載（特に**2**・**4**の管理体制図）や社印・代表者印の押印はしないでください（廃棄物自主管理事業で提出する書類は全て、押印は不要です）。

なお、個人情報等の記載や押印がある場合でも、そのまま公表しますのでご注意ください。

6 提出期限

令和5年6月30日まで

※ 罰則について

平成23年4月1日から施行された改正法により、処理計画及び実施状況報告の提出・報告を行わなかった場合や虚偽の提出・報告を行った場合には、20万円以下の過料とする規定が設けられました。